

「生物多様性おやま戦略(案)」に対するパブリック・コメントの結果について

「生物多様性おやま戦略(案)」に対するパブリック・コメントの結果について、以下のとおり公表いたします。

今回の意見募集にあたりご協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも本市の生物多様性の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の概要

- 1) 閲覧期間 令和5年11月13日(月)～令和5年11月30日(木)
- 2) 閲覧場所 ① 自然共生課 ② 各出張所 ③ 小山市ホームページ
- 3) 提出方法 ① 郵送 ② FAX ③ 電子メール ④ 自然共生課へ直接書面による提出

2. 意見募集の結果

提出意見数：3名 38件

3. 提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方

次ページより

【区分】 A:計画案に反映されているもの B:意見を踏まえ、計画案を修正するもの C:意見として承ったもの

4. お問い合わせ先

小山市自然共生課 生物多様性係 Tel:0285-22-9354 Mail:d-shizen@city.oyama.tochigi.jp

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
1	第 1 章 背景と位置づけについて	(第 1 期計画について)『一部の施策における遅れや未達成が見られています』 → 改めて第 1 期計画を通読したが、「一部の施策」どころか、多くの施策が「遅れや未達成」ではないのか。新計画が同じ轍を踏まないよう願う。	C	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	文化的サービス(本場結城紬)について	小山市内における結城紬の生産は非常に厳しい状況にある。桑栽培の組合はすでに解散し、専業の農家も廃業、北飯田の稚蚕飼育所も本年度で閉鎖される。しかしながら、本計画中では、桑栽培や養蚕に関する具体的な言及は見られない。文化的サービスとして本場結城紬を例示するのであれば、生物多様性の観点からこれを持続的に維持するための施策を盛り込むことを希望する。	C	本場結城紬の振興策については、今年度「小山市本場結城紬未来継承ビジョン」を策定したところです。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	「案」掲載、小山市ホームページ URL のリンク切れ	3 件のうち、1・3 件目の URL	B	ご意見のとおり修正します。
4	条約締約国会議(COP)について	用語集では「COP とは「Conference of the Parties(締約国会議)」の略称であり、生物多様性条約締約国会議のことを指します。」とあるが、生物多様性条約締約国会議だけでなく、気候変動枠組条約締約国やラムサール条約締約国会議も COP である。これら略称を同一文書中で併記する場合は、「CBD COP15(生物多様性条約第 15 回締約国会議)」や「UNFCCC COP28(気候変動枠組条約第 28 回締約国会議)」のように、区別して記載するべきである。なお、この点は、先に行われた第 4 次小山市環境基本計画案に対するパブリックコメントでも指摘があり、意見が反映されている。COP に限らず、用語集中の表記は、特別な意図がない限り、環境基本計画中の用語集と意味内容を整合させることが望ましい。	B	ご意見をふまえ、生物多様性条約締約国会議を「CBD COP」、気候変動枠組条約締約国会議「UNFCCC COP」と区別した表記に修正します。
5	生物多様性国家戦略 2023-2030 及び 環境省第五次環境基本計画について	本計画にも大きく関係する重要な計画なので参考文献中に URL とともに記載することを求める。	B	ご意見をふまえ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」及び「環境省第五次環境基本計画」について参考文献中に URL とともに追加します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
6	渡良瀬遊水地のラムサール条約登録をめぐる歴史的経緯について	渡良瀬遊水地のラムサール条約登録について、予定調和的に行われたような記述がなされているが、これは歴史的な経緯が十分に反映された記述ではない。バブル期のリゾート開発計画と、第二貯水池計画に、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会等の多く市民団体が反対し、ラムサール条約登録を訴え、国土交通省(建設省)や周辺の地方公共団体が前記計画を断念したことによるものである。計画撤回を余儀なくされたという点では、行政にとって負の歴史の側面もあるかもしれないが、撤回ののちラムサール条約登録を目指したことは英断である。こうした経緯は地域の重要な歴史であるため十分に記載されることを望む。	C	渡良瀬遊水地の振興策については、今年度「(仮称)第3期小山市渡良瀬遊水地関連振興計画」の策定を進めており、同計画の中で、これまでの経緯や今後の施策の記載を予定しているところです。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	「案」掲載、小山市ホームページ URL のリンク切れ	2 件のうち、上の URL	B	ご意見のとおり修正します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
8	小山市の生きもの 施策 1-9 市域の動植物に関する情報の収集・活用 資料動植物 5 調査結果	動植物調査について 今般の動植物調査(生物多様性基礎調査)は、現地調査の地点の選択とその数、調査期間・時季、確認種数などから垣間見る限り、基礎調査にしても不十分で、生息・生育数の少ないものを中心に脱漏した種も多いのではないかと懸念する。より精度の高い調査を行う必要があると思われるが、今後は(一部の分類群であっても)市民が調査・蓄積したデータも活用した動植物調査を行い、将来的には那須塩原市などのように、市のレッドデータブック作成を目指すべきと考える。 また、文献調査として 10 点の対象文献・サイトが挙げられているが、生物関係の雑誌類(研究会・同好会誌など)は含まれておらず、それらの誌上で公表された当市関係の分布記録は一切無視したのだろうか(把握や参照が難しい面もあるが、例えば鹿沼市発行「鹿沼市動植物リスト」では、雑誌掲載の記録も丹念に拾われている)。 さらに、県内の生物相を調べる上では基本中の基本文献といえる「栃木県自然環境基礎調査」の一連の報告書(2001～03 年、栃木県林務部自然環境課発行「とちぎの昆虫」「とちぎの植物」など)が、文献調査の対象に含まれていない。これに関しては、県立博物館収蔵品データベースの参照で事足りりとしたのかもしれない。しかし、文献からの引用など県博収蔵品以外の当市関連データも、分類群によっては少なからず収録されているこれらの報告書が結果に反映されていないとすれば、前記の点と合わせ、文献調査も不十分だと言わざるを得ない。	C	これまで小山市においては河川等の一部の地域における動植物調査の実施のみとなっており、市内で減少の著しい平地林等も含めた動植物調査は実施していませんでした。本戦略策定に伴い、限られた時期・調査地点ではあるものの、初めて市が主体的に基礎調査として現地調査を実施したものです。 今後は、「施策 1-9 市域の動植物に関する情報の収集・活用」により、継続したモニタリング調査を行い、市民等からの情報提供も含めて、市内の生物関係の情報の蓄積を進め、レッドリスト等の作成に取り組むことを検討します。 文献調査についても、「栃木県自然環境基礎調査」の報告書(2001～03 年、栃木県林務部自然環境課発行「とちぎの昆虫」「とちぎの植物」など)やそのほかの研究会や同好会誌等の文献における動植物の位置情報(小山市内の記録)の抽出作業を検討していきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
9	第2章 小山市の生物多様性の現状と課題	『小山思いの森、東島田ふるさとの森では林床が管理されています』 → 小山思いの森では、公園化以前(あるいは直後)と比べ、過剰なほどの林床管理(下草刈り)が行われていることもあり、林床性植物に依存する昆虫類をはじめ生物相の顕著な劣化が認められる。また東島田ふるさとの森でも、近年の不適切な下草刈りの影響もあって、同様の傾向がこの1～2年顕在化しつつある。管理放棄された林との対比で、この2地点では適切な林床管理が行われていると匂わせる記述だが、実際には生物多様性の観点から問題のある管理が行われているのである。後者を平地林保全管理のモデル地域にするとのことだが(「案」P.82)、現状、モデルとするには相応しくないと考える。	C	平地林保全については、「施策 1-2 樹林地の保全・活用と生態系ネットワーク形成」の「1 平地林の現状把握」において、市全域の平地林の現況把握を行い、その後、モデルエリアの選定、保全優先度等を定める計画策定をすることとしています。 平地林の現況把握では、平地林の機能を整理し、自然環境の状況、利活用など様々な側面から保全管理の方向性を検討する中で、いただいたご意見を参考に動植物の生息・生育環境へ配慮した管理の方法・頻度等についても考えていきます。
10	生物多様性の認知度	「内容まで大体知っているの色区分が違っている」 ブルーでなくグレーである	B	ご意見をふまえ、色区分を修正します。
11	「案」掲載、小山市ホームページ URL のリンク切れ		B	ご意見のとおり修正します。
12	めざすべき将来像 目標	・・・コウノトリやチュウヒが繁殖し・・・に当然、トキの繁殖は無理としても飛翔は追加すべきである。	B	ご意見をふまえ、文中に「トキが飛翔し」を追記します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
13	基本方針	「場」と「人としくみのあり方」に、生きものの生息空間としてグリーンゾーンネットワークの考え方を入れるべきである。	C	ご意見ありがとうございます。 「第3章小山市がめざす生物多様性」「第2節 目標」における「目標1」では、生きもののエコロジカル・ネットワークの保全・再生をめざすべき状態としています。また、基本方針1の各施策は、多種多様な生きものが生息・生育する自然環境空間の保全・再生、空間と空間をつなぐ“おやまエコロジカル・ネットワーク”の再生をはかる、としており、ご提案いただいたネットワークの考え方を包含されたものと考えております
14	たくさんの生命輝く行動施策	平地林、特別保全地域、OECM 認定を見据えた民有緑地など個々の対応も必要だが常に生態系ネットワークを念頭に置いて進めたい。 特に小山市には町中に2つのゴルフ場があり、生きものの宝庫がある。是非、活用して渡良瀬遊水地、思川河川敷、鬼怒川河川敷そして数々の平地林、公園などとグリーンゾーンネットワークの形成を進めたい。	C	ご意見ありがとうございます。 ゴルフ場などの大規模な民有緑地は市内の生態系ネットワークの核になる緑地となることから、今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
15	第4章 たくさんの生命 (いのち)輝く行動施策 他	平地林・生物多様性の保全について 2000 年策定の「小山市平地林保全計画」をはじめ、環境に関わる当市の諸計画には、ほぼ「平地林の保全」が方針として謳われている。しかしながら、現在に至るまで市域での平地林の破壊に歯止めがかかっておらず、保全されている平地林はごく一部にすぎない。 特に問題なのは、少なくとも四半世紀近く「平地林の保全」を掲げ続けている市自らの事業による平地林の破壊で、近年の例に限っても、栗宮新都心、第四工業団地第二工区(開発予定)、(平地林とはやや性格が異なるが)城山公園や琵琶塚古墳の木々の伐採などが挙げられる。民間による平地林破壊(宅地開発や太陽光発電所建設など)との”負の相乗効果”の結果として、第 1 期当計画策定以降も現在に至るまで、少なからぬ生物種が市内での絶滅の危機に追い込まれている。 こうした状況下にも関わらず、平地林や生物多様性の破壊を伴う開発事業を市は極力抑制するといったような、平地林・生物多様性保全の取り組みとしては基本的に当然至極な方針すら、先の「第 4 次小山市環境基本計画」にも、この「案」にも含まれていない。「公共工事における生物多様性への配慮」(「案」P.58)だけでは曖昧で微温的だと考える。	C	平地林保全については、「施策 1-2 樹林地の保全・活用と生態系ネットワーク形成」の「1 平地林の現状把握」において、市全域の平地林の現況把握を行い、その後、保全優先度や保全管理の方向性を定める計画策定をすることとしています。 これまでに計画され、今後着手する事業では、緑地の確保などに努めることとし、今後計画・実施する事業については、「施策 3-5 生物多様性に関する広域連携と庁内連携」において、開発に伴う関係各課との情報交換を行うことで公共工事への配慮を行い、企業には「施策2-2」環境にやさしい企業・事業活動の推進」生物多様性への配慮した空間づくりを進めるような仕組みの構築、支援をするなどします。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
16	施策1-1 水辺の保全・再生と生態系ネットワーク形成	近年、県の事業で市北部思川河川敷の河畔林が広範に破壊され、その結果として市内で絶滅の危機に陥った希少種も出ている。治水・獣害対策にしても、この事業が「動植物の生息・生育環境に配慮した河川整備」に反することは明白で、行政による生物多様性損壊の実例なのだが、市当局は認識しているだろうか。	C	ご意見ありがとうございます。 ご意見いただいた市北部の思川河川敷の河畔林の伐採は、治水対策・獣害対策としてイノシシのすみにくい環境整備につながるものとして実施されています。 思川、鬼怒川などの広域での取り組みが必要とされる河川については、関係機関と連携し多自然川づくりや自然再生事業を、市管理河川については多自然川づくりを基本とした取り組みを進めていきます。 特に、市内の生物多様性の保全上重要な場所における事業については、広域連携を強化し、市民への情報共有を行いながら進めていきたいと考えています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
17	施策1-4 生物多様性に配慮した公園緑地等の保全管理 No.2平地林保全管理のモデル事業の実施 ★	施策そのものの大まかな方向性は支持したいが、この方式は、オオタカやサシバ、フクロウやアオバズクのような猛禽類が生息・繁殖する平地林の保全にはなじまない。人為による干渉が繁殖の成功率を低下させるためである。存在が公になればカメラマンが大量に押し寄せて繁殖を妨害したり、場合によっては密猟者が現れて雛を奪っていくことさえある。小山市の平地林の状況は本計画にあるように非常に厳しいものであるが、それでもなお多くの猛禽類が繁殖している。モデル事業では、こうしたケースがあることを想定し、事前に十分な調査を行ったのちに、適切な手法、人員で保全を行われたい。また、モデル事業とは別に、「そっと見守る」形式での平地林保全のあり方も検討してもらいたい。	C	平地林保全については、「施策 1-2 樹林地の保全・活用と生態系ネットワーク形成」の「1 平地林の現状把握」において、市全域の平地林の現状把握を行い、その後、保全優先度や保全管理の方向性を定める計画策定をすることとしています。 現況把握の平地林の機能を整理する中で、いただいたご意見を参考に猛禽類の生息・繁殖環境に配慮した保全管理手法を検討していきます。
18	施策 1-4 生物多様性に配慮した公園緑地等の保全管理	ここ数年、旧思川(なまいふるさと公園)や小山総合公園の水路付近で、トンボ類など水辺の生き物の著しい減少が観察されている。周囲の状況から、原因は水路沿いでの除草剤散布である可能性が高い。また、小山思いの森や東島田ふるさとの森では、過剰な下草刈りで、生物相にも悪影響が出ている。これらは、市の不適切な公園・緑地管理による生物多様性損壊の実例であり、早急な改善を望む。	C	「施策1-4 生物多様性に配慮した公園緑地等の保全管理」を取り組むにあたり、いただいたご意見を今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
19	施策1-5 生きものの移動等の生物多様性に配慮した施設整備 No.1公共工事における生物多様性への配慮 施策2-5 水環境の保全の推進)	公共工事によって建設された既存の設備についても生物多様性に配慮した維持管理を行うことを記載することを求める。 既存の施設については、旧計画(生物多様性おやま行動計画、2013 年)以降に限っても、本来なされる環境配慮策が採られていないものや、計画段階では採用されたものの全く機能していない事例が多くある。 例えば、琵琶塚・摩利支天塚古墳一体の平地林は、その当時も現在も、オオタカ(国内希少野生動植物種、当時)やサシバ(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)、フクロウ(栃木県準絶滅危惧種)などの希少種の営巣地であるが、計画段階でその存在が議題に上がりながら、環境省「猛禽類保護の進め方」や「サシバ保護の進め方」に反するかたちで発掘・開発が行われ、現在もミティゲーション(代償措置)は行われていない。 また、第四工業団地の造成にあたっては、チョウトンボやタガメなどの希少種に配慮した施工が一応はなされたが、功を奏せずチョウトンボは姿を消した。担当課によればその後のモニタリング等もなされていないという。 第四工業団地調整池以外の市が管理する調整池も、生物の貴重な生息地となっているものがあるが、十分な配慮がなされているとはいえない。土塔の調整池(乾式)ではコチドリやイカルチドリの繁殖が見られたが、除草・浚渫のため繁殖が放棄されたことがあった。この際、抱卵が行われなくなったことから卵が破壊されたと思われる。これは厳密には鳥獣保護管理法に反する対応である(この件については、担当課への申し入れにより、一応の配慮がなされているようである)。中久喜小山東ニュータウン調整池(南側)でも、チョウトンボの生息や、ヒドリガモの越冬、カイツブリの繁殖などが見られたが、これらに十分に配慮した除草、浚渫は行われていない。 こうした調整池も、渡良瀬遊水地と同様にグリーンインフラとなりうる性質の設備である。生物多様性と治水を両立した維持管理を望みたい。 公園緑地においても同種の事例が相次いでいるが、これは「生物多様性緑化ガイドラインの作成」の作成によって改善されることを期待する。	C	「1-4 生物多様性に配慮した公園緑地等の保全管理」における「1 公園緑地における生物多様性に配慮した管理方法の検討」において、公園緑地、公共施設緑地、街路樹等においては、生物多様性に配慮した水辺、草地、樹林等の管理方法を検討します。 「1-5 生きものの移動等の生物多様性に配慮した施設整備」における「1 公共工事における生物多様性への配慮」において、ミティゲーションはじめ生態系への影響を回避・低減することを検討します。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
20	施策1-7 外来種対策 リーディング・プロジェクト2 おやまの外来種の対策をすすめる	駆除を伴う防除作業は、作業者の心身に大きな負担を生じさせる場合がある。有資格者が行う鳥獣害対策とは異なり、外来生物の駆除は、訓練を受けていない一般市民や市職員が行うことも多い。防除に限らず水難事故等への対策も含めて、あらゆる保全活動における安全面への配慮の必要性は自明のことではあるが、小山市が負うべき責務として、重ねて本計画中に記載すること望む。この点については、環境省『アカミミガメ防除の手引き』の「(8) 捕獲個体の取扱い方法 1) アカミミガメの取扱い」(26 ページ)や同「コラム⑦:殺処理の問題」、同「③ 個体処理従事者へのケア」などが参考になる。安全性の確保や作業者の負担の軽減のために必要な備品についても予算を惜しまず導入してもらいたい。	C	「施策1-7 外来種対策」において、「1 小山市内の外来種対策ガイドラインの作成」を予定しており、この中で小山市はじめ各主体の役割などを示します。 いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
21	施策1-8 野生鳥獣管理	本計画中では、ワンヘルス・アプローチについての言及はあるものの、鳥インフルエンザなどの感染症についての具体的な事例についての説明は見られない。市内の一部水域では、担当課が禁止を明言しているにもかかわらず、水鳥等の野生動物への餌やりが状態化している。こうした給餌環境下では、個体の密度が高まり、鳥インフルエンザが蔓延するおそれがある。実際に、2022 年度冬季には、出水のツル越冬地で鳥インフルエンザの大規模感染が発生している。 ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地も含めて、市内には水鳥が生息する水域が多数ある。鳥インフルエンザ流行期には死亡した水鳥がいないかどうか角にするために定期的な巡視が必要であるが、市が管理する多くの水域で、市職員による巡視は行われていないようである。 鳥インフルエンザの危険性について本計画中に明記するとともに、市の管理区域における市職員もしくは委託を受けた専門業者による巡視や、それら人員による現地での市民への直接の普及啓発、看板等の設置、広報おやま等での告知、さらには消石灰等の対策に必要な資材の備蓄、県や国など鳥インフルエンザを扱う行政各所との連携体制の構築を進める等の施策を盛り込むことを求める。	C	「施策1-8 野生鳥獣管理」における「1 野生鳥獣に関する情報の把握・情報提供」、「3 野生動物に関する普及啓発」の取組として、鳥インフルエンザをはじめ感染症の情報発信・普及啓発を進めます。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
22	施策1-9 市域の動植物に関する情報の収集・活用	地域の自然史は、「有識者や市民団体・研究機関」だけでなく、地域のアマチュアによって記録がなされている。また、市民だけでなく、市外から訪れる愛好家によっても記録がなされている。団体だけではなく、そうした個人からも情報を収集するべきである。自然環境調査の参加主体として小山市民に限らない「個人」も想定し、窓口を設けて、個人・団体を問わず情報を収集する体制の構築することを目指すことを記載することを求める。	C	「施策1-9 市域の動植物に関する情報の収集・活用」における「1 自然環境調査の定期的実施」及び「2 生物多様性に関する情報の収集・蓄積」の連携主体としては、個人や団体、アマチュアなどの別なく幅広く想定しており、様々な主体による情報の収集・蓄積を実施します。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
23	市域の動植物に関する情報の収集活用	この情報の不足が大きいと思うので、是非、強力に進めていただきたい。色々な人々が調査に係わることで、生物多様性に対する意識が向上する。	C	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
24	施策2-8 自然環境の保全・再生のための仕組みづくり（継続） 施策3-2 あらゆる世代への生物多様性に関する学習・実践の推進（継続）	小山市立博物館の自然環境分野の人材や設備の強化、専門的知見を有する常勤の職員の確保、生物多様性の保全に必要な予算の確保を明記すべきである。 本計画全体を見ても、小山市立博物館の存在感が非常に薄い。自然史の記録にあたっては、地元博物館の貢献が欠かせないが、現在はその役割を果たしているとは言い難い。本計画末尾の委員一覧にも市立博物館の学芸員は含まれていない。 小山市も推進しているコウノトリの野生復帰事業は、IUCN の「再導入とその他の保全的移殖に関するガイドライン」に基づいて行われることが求められており、その中には、「その報告書をピアレビューのあるジャーナルに掲載することは、移植の科学を発展させるために役立つ協働的作業である」とあるが、現在、小山市ではこれが可能な体制がとられていない。コウノトリの野生復帰に限らず、生物多様性の保全一般において、常勤の技術系職員や学芸員の確保は科学性を担保する上で必須の条件といえる。 同ガイドラインには「5.4 財源の利用可能性 通常の状況下では、移殖は、十分な期間にわたってすべての必要不可欠な活動に対して資金援助を確保できる保証なしには、先へ進めてはならない」とあるにもかかわらず、小山市はコウノトリ「歌」の負傷時に、ガバメントクラウドファンディングによって治療費を募っている。治療費を確保していないという状態は、上記の項目だけでなく、「5.1.5 動物福祉 2. ストレスや苦痛を極力与えないようにするため、あらゆる努力を払わねばならない」にも反しているだろう。 ラムサール条約登録湿地渡良瀬遊水地を有し、コウノトリの野生復帰事業を推進する、ネイチャーポジティブ宣言都市小山市は、その肩書に見合った予算・人員を確保すべきである。	C	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
25	自然と生きる人づくり	3-5のコウノトリがダブっている。	B	ご意見をふまえ、重複部分を削除し、「コウノトリ・トキをシンボルとした広域圏での活動」に修正します。
26	広域連携と庁内連携	3項の行政内連携・調整は日常業務ではないか？あえて取り上げるべきか疑問である。	C	ご意見ありがとうございます。 生物多様性についての状況、課題共有を行政職員間で行うことは日常業務ですが、明文化することで生物多様性への影響評価、配慮等の対応をとれる体制づくりを促進することをねらいとしています。
27	<各主体の取組内容> 市民 市民団体 ・市や活動団体等が主催する外来種駆除等の自然環境の保全活動等に積極的に参加します	市民への心身への負担を考慮した表現に修正していただきたい。「各主体の取組内容」の「小山市」の部分に、事業主体としてこれら活動の際に安全の確保に努めることや、「公園緑地等の公用地」についてはこれまでの市の管理の不手際によるところが多いことから、市民に依らずに自ら主体的に防除を行うことも明記されたい。	B	ご意見をふまえ、小山市の取組内容に以下を追記します。 「公園緑地、公共施設緑地、街路樹等においては、市が主体的に外来種対策を実施する。市民参加型の調査や保全活動の実施の際は、安全の確保を行うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮する。」
28	リーディング・プロジェクト4 生物多様性に配慮した取組を広める ⑥小山市の役割	「庁内連携による生物多様性に配慮した公共事業」の箇所は高く評価したい。この目標の実現のためには、各課職員の認識の向上が不可欠である。そのために、「各主体の取組内容」の「小山市」の部分に、「市職員が研修を受講し生物多様性とそれに配慮した公共事業についての認識を深める」や「市職員向けのガイドラインの作成し配布する」などの取組を記載し、実行していただきたい。	C	「3-2 あらゆる世代への生物多様性に関する学習・実践の推進（継続）」における講座等について、市職員の受講も推進します。 いただいたご意見は、市職員の研修など今後の参考とさせていただきます。
29	(参考) 進行管理	…改善を行い PDCA サイクル…図ります。と次の…進行管理を行います。は下の図があるので簡潔に表現した方が良い。ダブった印象になるのでは？	B	ご意見をふまえ、重複部分の 2 行目「戦略立案(Plan)、施策・取組の実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)による進行管理を行います。」を削除します。
30	誤表記 等	×『5. 動植物調査結果』 ○『資料5. 動植物調査結果』	B	ご意見をふまえ、『資料5. 動植物調査結果』と修正します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
31	誤表記 等	× 『動植物が生息・生育状況を調査しました』 ○ 『動植物の生息・生育状況を調査しました』	B	ご意見をふまえ、『動植物の生息・生育状況を調査しました』と修正します。
32	誤表記 等	× 『小山市総合公園』 ○ 『小山総合公園』	B	ご意見をふまえ、『小山総合公園』と修正します。
33	「案」掲載、小山市ホームページ URL のリンク切れ	6 件のうち、上から 1・3・4 件目の URL	B	ご意見のとおり修正します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
34	科学性と不確実性、それを踏まえた順応的管理という考え方について	政策は科学的な知見に基づいて行われるべきであるが、以下の説明のように、自然環境を対象とした事業には多くの不確実性が伴う。現予測が外れることもあること、現在の手法が誤りである可能性もあることを説明した上で、「順応的管理」の考え方に基づいて、フィードバックを取り入れながら行うことを、本計画中に明記されたい。特に、子どもたちを参加させる場合には、各主体が、現在のやり方が絶対的なものではないことを十分に説明した上で行うことを求めたい。 順応的管理 ジュンノウテキカンリ【英】Adaptive Management【同義】適応的管理 アダプティブマネジメント 解説 不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。アダプティブマネジメント(英語のカタカナ読み)または適応的管理と言われる場合もある。 例えば、野生生物保護管理の対象は、(1)基本的な情報が得られない不確実な系であり、(2)絶えず変動し得る非定常系であり、(3)境界がはっきりしない解放系である。そのため、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理(順応性)が必須となる。また、施策は多くの場合リスクを伴うので、その説明責任を果たす義務も必要となる。順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言うが、その実施にあたっては合意形成の努力も必要となる。 この概念は「新・生物多様性国家戦略(2002 年 3 月)」のなかにも自然と共生する社会を築くための理念のひとつとして盛り込まれている。	B	ご意見をふまえ、第6章「計画の推進・進行管理」第2節「進行管理」に各種取り組みの推進にあたり、順応的管理を取り入れることを追記します。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
35	河川のゾーニングについて	旧計画中の「河川敷においては、生きもの生息生育を優先する場所と人の活用する場所のゾーニングや利用マナーの普及が進み」(49 ページ)、「市内の思川、鬼怒川における河川敷の現状の保全・利活用状況を把握し、ゾーニングによる生物多様性保全と自然に親しむ空間との区分を明確にし、利用ルールを作成・普及による、水辺の生物多様性の保全・再生をはかります。水と緑の推進課」(53 ページ)を、本計画でも維持してもらいたい。 現在、思川や鬼怒川では河川利用のゾーニングは全くなされていない。車両の乗り入れも基本的には自由であり、砂礫上で繁殖するイカルチドリの巣と卵が潰されるのも珍しいことではない。また、カワウ等からアユを守るための防鳥用のテグスもゾーニングがなされずに至るところに張り巡らされている。これはもちろんコウノトリにとっても脅威となるものである。車両の乗り入れは、本計画 59 ページの「鬼怒川河川敷におけるコアジサシの繁殖」にも当然ながら障害となる。 漁協等と利害を調整して河川のゾーニングを行い、生物多様性に配慮した管理を目指すことを本計画中に記載することを求める。	C	思川や鬼怒川などの広域での取り組みが必要とされる河川については、関係機関と連携し多自然川づくりや自然再生事業を、市管理河川については多自然川づくりを基本とした取り組みを進めていきます。 市内の生物多様性の保全上重要な場所における広域連携強化、市民への情報共有、ゾーニング、利用ルールの啓発についても関係機関と検討していきます。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
36	狩猟について	増加する鳥獣害への対応は喫緊の課題であり、その必要性は言うを待たないが、狩猟や有害鳥獣捕獲は必ずしも適正に行われていない。2017 年には、島根でサギの駆除を行っていたハンターがコウノトリを誤って射殺する事件が発生しているほか、非狩猟鳥を捕獲した記事を掲載した雑誌も過去に複数あった(『Fielder vol.31』『HUNT volume.15 2017 SPRING』)。 コウノトリの活動域である与良川周辺ほか、思川下流部などでもカモ撃ちが行われており、市内外から狩猟者が訪れるが、散弾の薬莢が散乱するなどマナーが良いとは言えない。こうした事情から、有害鳥獣捕獲従事者や狩猟者向けに、市内に生息する希少な鳥獣についての情報を周知やマナーについての啓発を行うことを施策として盛り込むべきである。	B	ご意見をふまえ、「1-8 野生鳥獣管理」において、狩猟における生物多様性への配慮について追記します。 狩猟の適正化については、鳥獣保護管理法に基づく環境省「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき進めます。 いただいたご意見は、関係団体との連携、狩猟の適正化など今後の参考とさせていただきます。

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
37	打ち上げ花火について	昨今、市内各地で、夏休み期間中以外でも打ち上げ花火が実施されている。夏休み期間は、鳥類の繁殖期と渡り・越冬期の端境期であり、例外的に鳥類への影響が少ない時期であるが、それ以外の時期の打ち上げ花火は、それらに影響を与えることがある。 渡良瀬遊水地ではすでに「渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例」によって花火の打ち上げが規制されており、また、今春には、渡良瀬遊水地栃木市部で予定されていた花火大会が、コウノトリ等への影響を考慮して中止となっている。 花火に限らず、環境への影響が大きい大規模イベントを行う際には、小山市と事業者、専門家等が十分に協議して実施することを、本計画に記載することを求める。	C	「施策3-5 生物多様性に関する広域連携と庁内連携」において、関係機関、関係団体、関係自治体、行政内連携・調整の取り組みとして、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
38	本計画の頒布について	本計画の内容は充実しており、市内の生物多様性の保全を図る上で非常に有用である。製本化されたものを市立図書館各館や公民館、小中学校、市民団体、事業者に配布するとともに、希望者にも(有償でもよいので)頒布してもらいたい。	C	ご意見をふまえて、戦略の概要版を各公共施設での無料頒布、市 HP へのデータ掲載するなど、より多くの方々が手に取り、行動にうつしていくための情報発信・普及啓発を行います。